令和8年度 (新規・継続用)

子ども・子育て支援新制度 2号・3号認定用

教育・保育給付認定申請等について

和木町立和木こども園や、他市町村の保育所等(以下、「こども園等」といいます。)を新規利用及び継続する方を対象とした、手続き等に必要な書類等について記載しています。 下記内容をよく読んで、申請してください。

1. 教育・保育給付認定申請及び現況届等について

こども園等を利用予定又は利用中の方で4月からの利用に必要な手続きになります。 継続利用の方は、年1回申請書等の提出が必要であり、法律で定められております。

書類番号	必要な書類	注意点
番号1	こども園等利用(変更)申込書	利用希望園は、欄外に追加して記入していただいてもかまいません。
番号2	教育•保育給付認定•現況届申請書	裏面も忘れずにご記入ください。
番号3	教育•保育給付等認定理由申立書	求職活動中の方は氏名欄にもご記入ください。 (きょうだい同時申請の場合は、1部提出で可)
А	就労証明書等、保育を必要とする事 由を証明する書類	※世帯の状況により必要な書類が異なりますので、次の表をご確認ください。 (きょうだい同時申請の場合は、1部提出で可)
番号 4	マイナンバー記入表	必要事項をご記入の上、同意していただければ、 システムより閲覧します。同意されない場合は、 記入表裏面に添付書類の貼付が必要となりま す。

- ※ 保護者等の状況ごとに必要な書類をご提出ください。
- ※ 証明書類の提出がない場合は、求職中と同様(認定有効期間が90日)の取扱いとなります。
- ※ 和木こども園の〇歳児クラスは、生後8ヶ月から対象となります。

(受け入れ可能月齢は、施設により異なります。)

保護者等の状況	必要な書類	
	「就労(予定)証明書」	
	・雇用主による直近の就労証明が必要です。	
雇用されている方	・ <u>証明日の記入</u> が必要です。	
自営業の方	・就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。	
	読み取れないものに関しては、会社に確認をします。	
	・ <u>変則勤務の方はシフト表やスケジュール申告書等</u> の提出が必要です。	

	※自営業の方はスケジュール申告書及び別途「自営を証明するもの」(営業		
	許可証・開業届)又は「収入を証明するもの」(前年度の確定申告書の写		
	し)が必要となります。		
雇用が内定してい	「就労証明書」※予定で記入してもらってください。		
る方	•雇用主による、採用予定日と、週ごとの就労予定日数等の証明が必要です		
保護者等が病気の			
とき	診断書(保育が困難な状況・疾病名・期間が記載されたもの) 		
病人や要介護者を	・病人の診断書、又は要介護状態がわかるもの		
介護しているとき	・スケジュール申告書		
保護者等に障害が			
あるとき	障害者手帳の写し(手帳番号·本人欄·障害名が確認できる部分) 		
産前産後	母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日が確認できる部分)		
保護者等が学校に	・在学証明書、又は有効期間が入っている学生証		
通っているとき ・時間割のわかる資料			

2. 申請期限及び申請書の提出先について

こども園等の利用を希望する方は、教育・保育給付認定申請手続に加え、利用申込の手続を行っていただく必要があります。**町外施設もあわせてご希望の方は〆切が異なりますのでご注意ください。**

《申請期限》

●和木こども園をご希望の場合【提出先:和木こども園】

■ 新規利用申請の方 令和8年1月5日(月)~令和8年1月30日(金)まで

- *必ず、〆切日までにすべての添付書類を揃えて提出してください。〆切日時点での提出書類で入園調整を行うため、不足書類があった場合、入園調整上で不利になることがあります。
- ★和木こども園と合わせて町外の施設を申込される場合は、下記「町外の施設をご希望の場合」の受付期間内に、教育委員会事務局にご提出ください。
- ■継続利用申請の方 令和7年12月17日(水)まで
- ●町外の施設をご希望の場合 【提出先:教育委員会事務局(文化会館1階)】
 - ■新規・継続利用申請の方 **令和7年11月25日(火)~令和7年12月17日(水**)まで

《上記の申請期限後(令和8年1月31日以降)に申請される場合の申請期限》

●和木こども園をご希望の場合【提出先:和木こども園】

利用開始希望日の前月10日まで(10日が土・日・祝日の場合は、その前日まで)

- ★和木こども園と合わせて町外の施設を申込される場合は、下記申請期限までに、教育委員会 事務局にご提出ください。
- ●町外の施設をご希望の場合 【提出先:教育委員会事務局(文化会館1階)】

利用開始希望日の前々月末日まで(末日が土・日・祝日の場合は、その前日まで)

全国の教育・保育施設検索サイト「ここ de サーチ」で、お近くの施設を検索できます。 (サイトの検索方法)「ここ de サーチ」または「WAMNET(ワムネット)」で検索。 (ホームページアドレス) https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ (QRコード)



3. 保育の必要性を認定する基準

「保育標準時間」は、1日11時間までの枠の中で必要とする保育を利用できます。

「保育短時間」は、1日8時間(和木こども園は午前8時~午後4時)の枠の中で必要とする保育を利用できます。保護者の状況により異なりますが、例えば就労していれば、就労時間と通勤・送迎にかかる時間を踏まえて、利用される園が定める短時間の時間帯を恒常的に超えて保育が必要と認められる場合は、標準時間で認定されます。

保護者の状況		保育標準時間	保育短時間	
1	月 48 時間以上の就労	恒常的に 短時間の時間帯を超えて 保育が必要と認められる場合	0	
2	妊娠•出産	0	0	
3	疾病・負傷・障害	0	0	
4	介護・看護	0	0	
5	災害復旧	0	0	
6	求職活動	×	0	
7	就学・職業訓練	0	0	
8	虐待 • DV	0	0	
9	育児休業時の継続利用	×	0	
10	市町村認定	0	0	

※ 和木こども園の時間区分

■保育標準時間

【月曜日~金曜日】午前7時30分~午後6時30分(延長保育:午後7時まで)

【土曜日】 午前7時30分~午後5時 (延長保育:なし)

◎標準時間の延長保育利用は、1歳児クラスからとなります。

■保育短時間

【月曜日〜金曜日】午前8時〜午後4時(延長保育:標準時間の範囲内) 【土曜日】 午前8時〜午後4時(延長保育:標準時間の範囲内)

4. 教育・保育給付認定の有効期間

認定区分	保護者の状況	有効期限
1号認定	_	小学校就学の始期に達するまで
	就労	小学校就学の始期に達するまで
	妊娠•出産	保護者の出産予定日から起算して産前8週の属する月の初
		日から出産予定日の8週間を経過する日の翌日が属する月
		の末日まで
		※期間の末日までに小学校就学の始期に達する場合は、その時まで
	疾病•負傷•障害	小学校就学の始期に達するまで
	介護・看護	小学校就学の始期に達するまで
	災害復旧	小学校就学の始期に達するまで
	求職活動	効力発生日から起算して60日を経過する日が属する月の
		末日まで(最大で90日まで)
		※期間の末日までに小学校就学の始期に達する場合は、その時まで
2号認定		※【利用中の方】求職活動が90日を超える場合は、継続利用の選考を行
3号認定		います。90日間の認定期間中に、求職活動をおこなったことが分かる書
		類をご提出ください。
	就学・職業訓練	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
		※期間の末日までに小学校就学の始期に達する場合は、その時まで
	虐待 • DV	小学校就学の始期に達するまで
	育児休業時の 継続利用	事由に該当するものとして認めた事情を勘案して町が定め
		る期間:原則1歳半まで(ただし、育児休業の対象となる児
		童がこども園等に入園できず、育児休業を延長する場合は、
		最長で育児休業の対象となる児童が満2歳に達する日の属
		する月の末日まで)
	市町村認定	事由に該当するものとして認めた事情を勘案して町が定め
	1 と 日 子 1 回収入上	る期間

5. 決定通知書等の送付について

こども園等の新規利用の方については、教育・保育給付認定通知書及び入園・入所承諾書を<u>3月上旬に送付</u>します。

保育利用料については、4~8月分は4月中に、9~3月分は9月中に通知予定です。

6. 教育・保育給付認定申請及び利用料に関するお問合せ

教育委員会事務局(53-3123)

- ※お電話での利用料のお問合せについては、お断りしております。本人確認書類(マイナンバーカード等顔写真入り)を教育委員会事務局に持参していただければ、試算することが可能です。
- ※転出や、退園の際は、教育・保育給付認定証の返還をお願いします。教育・保育給付認定通知書の場合は返還不要です。

こども園等入園提出書類チェックシート

2号・3号(教育・保育を必要とする方)

	□ こども園等利用(変更)申込書			番号1
教育・保育給付認定・現況届申請書(2号・3号認定用) ※裏面の記入も確認				番号2
教育・保育給付等認定理由申立書 ※求職中の方は氏名欄にも記入が必要				番号3
保育を必要とす	保育を必要とすることを証明する書類(就労証明書等) A 3			母
会社勤務の方	就労(予定)証明書			
<u>広</u> 社動物VJ/J	スケジュール申告書(夜勤等変則シフトの方のみ必要)			
	就労(予定)証明書			
自営業の方	スケジュール申告書			
	自営を証明するもの(営業許可証・開業届)または 収入を証明するもの(前年度の確定申告書の写し)			
出産(予定)の方	母子健康手帳の写し(表紙及び出産予定日のページ)			
病気の方	診断書(保育困難なことが記載されているものに限る)			
障害のある方	障害者手帳の写し			
家族等の介護をしている	介護を受けている方の診断書、障害者手帳 介護保険証等の写し			
方	スケジュール申告書			
就学中の方	在学証明書			
	時間割			
災害	罹災証明書			
	マイナンバー記入表 ※同意欄にチェック 図をしてください。			番号4

[※]番号4については、新規申請の方のみ提出してください。継続申請の方は必要ありません。